２０２０年度活動報告書

子どもの作品です（切り絵）

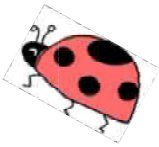

認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

はじめに

子どもセンターてんぽの活動に、日頃より御理解と御支援をいただき、心より感謝申し上げます。

てんぽは、①何らかの事情で安心安全に住むことのできる居場所がない十代後半の子どもたちのための緊急避難場所としての子どもシェルターてんぽの運営、②より長期に渡り、仕事や通学をしながらの自立を支援する自立援助ホームみずきの家の運営、③居場所のない子どもの電話相談の三事業を軸に活動しています。

このたび、２０２０年度の活動報告をまとめましたので、御高覧いただき、御指導御鞭撻をいただければ幸いです。

同年度は、新型コロナの蔓延に振り回され、感染防止対策を徹底したり、多くの事業を自粛した１年でした（毎年恒例の５月シンポジウムは初めて中止致しました）。それでも、例年に劣らず、多くの子どもたちの利用があり、支援を継続することができました。会員・準会員の皆様、関係機関の皆様、そしてスタッフやボランティアスタッフの御尽力のおかげです。厚く感謝を申し上げつつ、てんぽは活動を続けてまいりますので、引き続きの御支援をお願い申し上げる次第です。

２０２１年7月

認定ＮＰＯ法人子どもセンターてんぽ
理事長　　影　山　秀　人

写真は、
子どもの作ったケーキです

目　　次

はじめに

１　シェルター運営事業　Ｐ．１

（１）利用者数（新規＋継続）の推移
（２）性別
（３）入所時年齢
（４）入所直前の居所
（５）滞在中の通院状況（重複あり）
（６）滞在日数
（７）退所先
（８）振り返りと今後に向けて

２　自立援助ホーム運営事業　Ｐ．８

（１）利用者数（新規＋継続）の推移
（２）月別在籍者数
（３）入所時年齢
（４）入所前の居所
（５）在籍期間
（６）退所先
（７）学歴
（８）振り返りと今後に向けて

３　居場所のない子どもの電話相談事業　Ｐ．13

（１）電話相談件数の推移
（２）相談者内訳
（３）対象者性別
（４）対象者年齢
（５）電話の主旨
（６）主訴
（７）振り返りと今後に向けて

４　山村ホーム活用事業　Ｐ．19

（１）日中活動支援：ヨガ教室
（２）日中活動支援：お茶会
（３）日中活動支援：メイク講座
（４）畑づくりと庭の整備
（５）アフターケア OGOB の集い
（６）貸し出し
（７）今後の活動

５　研修　Ｐ．24

（１）シェルタースタッフ，電話相談員研修
（２）みずきの家スタッフ研修

（３）子ども担当弁護士研修
（４）シェルターボランティア養成講座
（５）シェルターボランティア研修

６　啓発活動　Ｐ．25

（１）公開シンポジウム　飛び立つために羽を休めて Vol.１４
（２）ニューズレター「てんとうむし」
（３）ホームページおよびブログ
（４）オレンジリボンたすきリレーへの参加
（５）講演・勉強会の講師など
（６）みずきの家見学受入れ

７　組織運営　Ｐ．26

（１）２０２０年度通常総会
（２）理事会
（３）運営委員会

８　助成・ご寄付いただいた団体等　Ｐ．28

（１）助成金・寄付金
（２）物品寄贈・寄付品

あとがき

巻末資料

２０２０年度決算書

写真は、山村ホームに咲いたアヤメです

１　シェルター運営事業

２００７年にシェルターを開設して以来、使用していた家屋が老朽化したこともあり、数年前から物件探しをしていたが、２０２０年度末にようやく念願の移転を果たすことができた。４月１日から新天地でのスタートに向け、入所や退所の調整をしながら水面下で準備することは、すべてが流動的であるためスケジューリングが難しく、また、シェルターゆえに住所や電話番号を公にできないため、生活に必要な契約手続きも一筋縄ではいかず、想定外の苦労もあった。

しかし、その一方で、企業や行政の方々、多くのボランティアスタッフや弁護士の方々から、経済面およびマンパワーの面で多大なるご支援やご協力を賜ることができ、短期間での移転が実現できた。我々のような小さな法人や少ないスタッフだけでは、とても成しえなかったことである。あらためて、この場を借りて皆さまに感謝の意を表したい。

（１）利用者数（新規＋継続）の推移

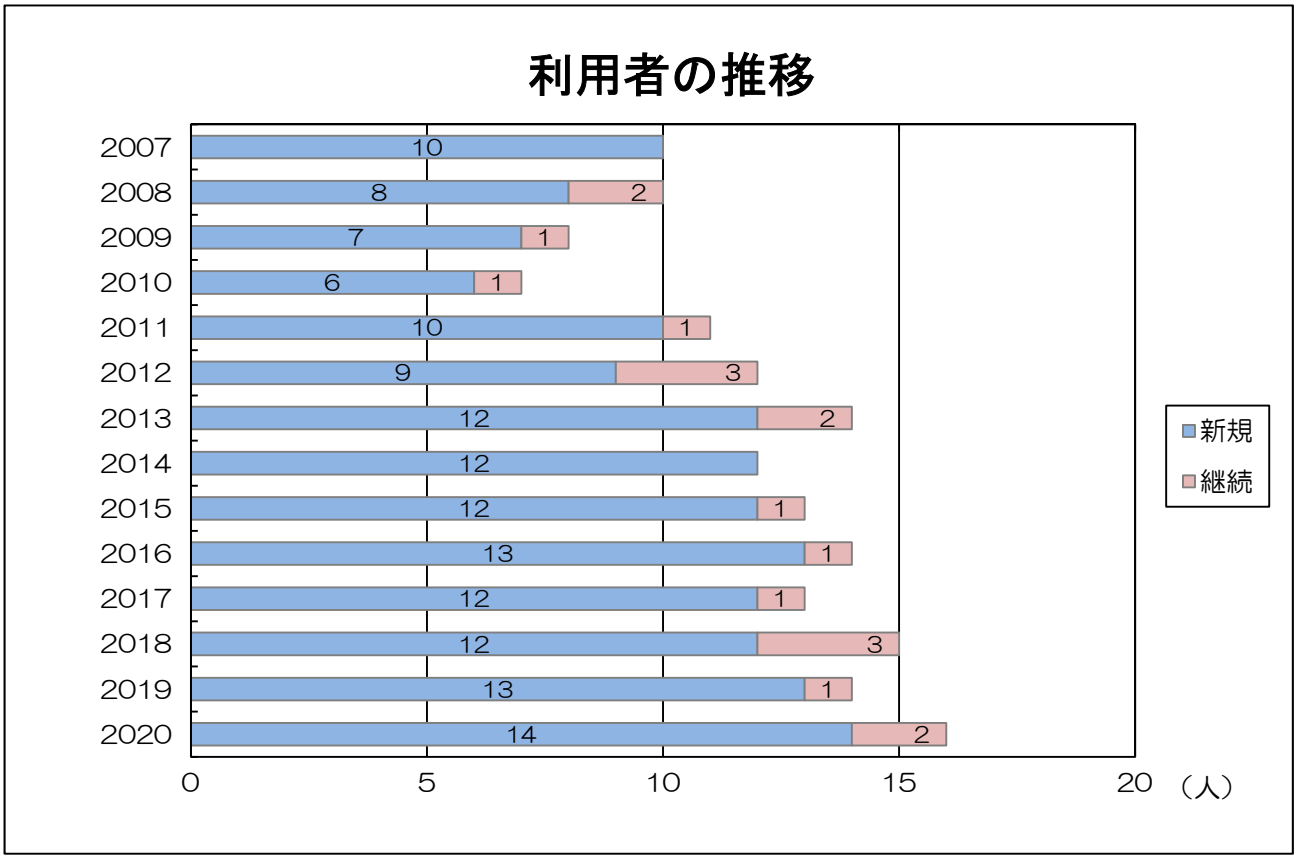

２０２０年度新規利用者は１４名で、前年度より１名多かった。開設以来、150 名の方がシェルターを利用したことになる。

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
新規	10	8	7	6	10	9	12	12	12	13	12	12
継続	0	2	1	1	1	3	2	0	1	1	1	3

年度	2019	2020	合計人数
新規	13	14	150
継続	1	2	

（2）性別

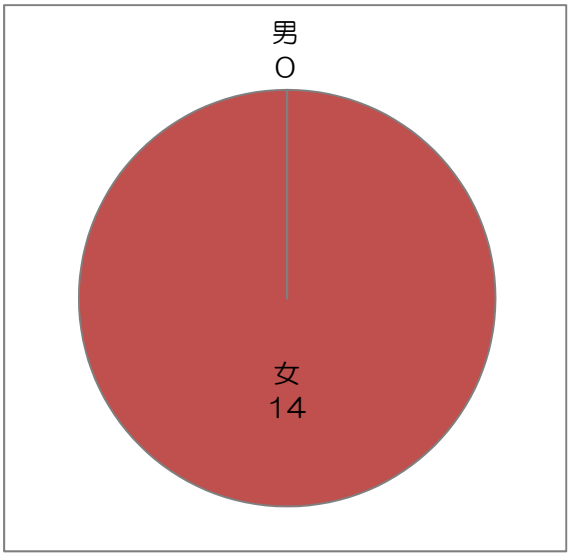

性　別	男	女
	0	14

2020 年度の利用者 14 名は、前年度と同様すべて女性であった。4 年続けて男性の利用者がいない状況が続いている。その理由としては、そもそも女性の入所相談が多いことと、性的被害を受けて入所してくる女性がいる場合、男性を同時期に受けることは難しいため、男性の入所相談があってもタイミングにより入所を断らざるを得なかったことが大きな理由である。

（3）入所時年齢

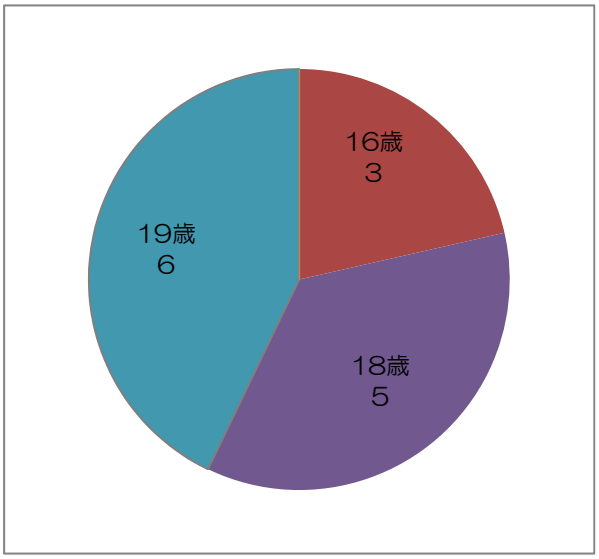

入所時年齢	15 歳以下	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳
	0	3	0	5	6	0

前年度は、18 歳が最も多く、次いで 17 歳、そして 16 歳と 19 歳が 1 名ずつと分散していたのに比べ、2020 年度は 19 歳が最も多く、次いで 18 歳、残りは 16 歳で占めており、17 歳と 15 歳以下および 20 歳以上の入所がなかったことが特徴といえる。また、高校、専門学校、大学に在学している利用者が 9 名と、全体の約 6 割強を占めており、前年度に引き続き、在学中の利用者が多かった。

（4）入所直前の居所

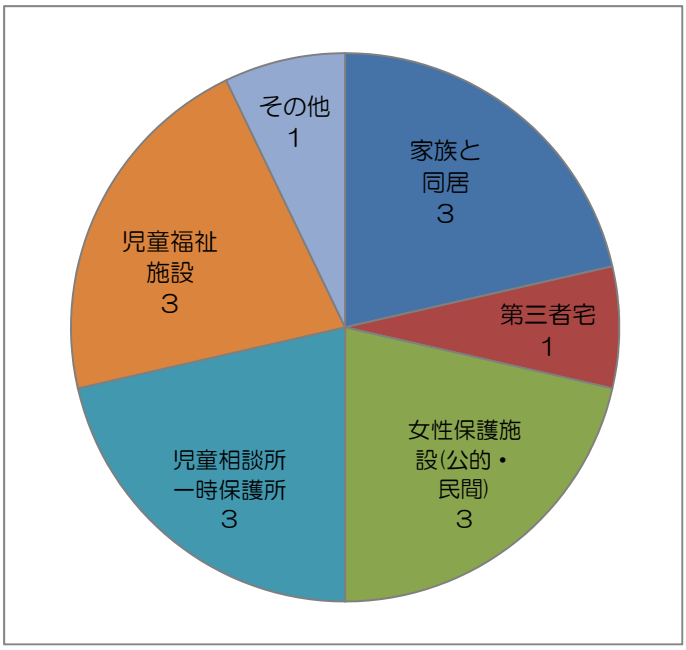

入所前居所	家族と同居	第三者宅	女性保護施設(公的・民間)	ホームレス状態（野宿・ホテル等宿泊含む）	児童相談所一時保護所	児童福祉施設	その他
	3	1	3	0	3	3	1

2020 年度の入所前居所は、ホームレス状態の利用者がいなかったのは前年度と同様であるが、「第三者宅」が 3 名から 1 名に減った以外は、「家族と同居」「女性保護施設」「児童相談所一時保護所」「児童福祉施設」がそれぞれ 3 名と、同数であったことが特徴である。

女性保護施設からの入所は、緊急の受入が難しく一旦そちらで保護してもらい、後日シェルターへ移ったり、10 代後半ということで環境的に子どもシェルターの方が望ましいだろうと、支援者の意向やご本人の希望で、後日シェルターへ移っている。また、児童相談所の一時保護所からシェルターへ入所したケースは、一時保護所では通学させることが難しいため、通学目的での入所であった。児童福祉施設には、シェルターから自立援助ホームへ体験入所をし、再度シェルターに入所したケースや児童心理治療施設からの入所であった。その他は、住み込み就労先で契約解除となり、住む所がなくなりシェルターに入所している。

（5）滞在中の通院状況（重複あり）

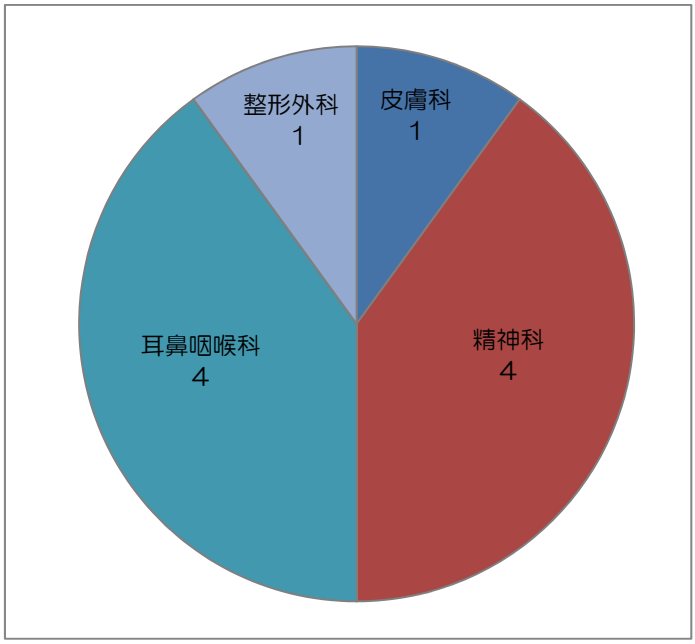

通院状況	皮膚科	精神科	眼科	婦人科	耳鼻咽喉科	歯科	整形外科	内科
	1	4	0	0	4	0	1	0

2020 年度は、「眼科」「婦人科」「歯科」「内科」に通院した利用者がおらず、「精神科」や「耳鼻咽喉科」に通院した利用者が増加した。

今年度は継続して通院する必要があった利用者は少なく、ほとんどの利用者は 1～2 回の通院で治癒していた。シェルターの滞在期間が短いことも関係していると思われる。

また、入所前から通院していた医療機関に、入所後も継続して通院したケースは 1 名のみで、それ以外は入所後に利用者からの訴えや、スタッフからの促しで通院につながっている。

精神科は、不眠、イライラ、不安などの症状があったり、障害手帳取得のため通院している。皮膚科は、身体の痒みやニキビ治療で通院。耳鼻咽喉科は、鼻水や喉の痛み等の症状やアレルギーテストのための通院であった。

シェルターの特性ゆえ場所が特定されないよう近隣への通院を回避したり、自費診療のため通院先を探したり、また同行者の確保にも調整が必要となってくる。スタッフだけで通院同行するのは負担も大きいが、子ども担当弁護士や関係機関の方にも協力して頂けたのは感謝である。

（6）退所先

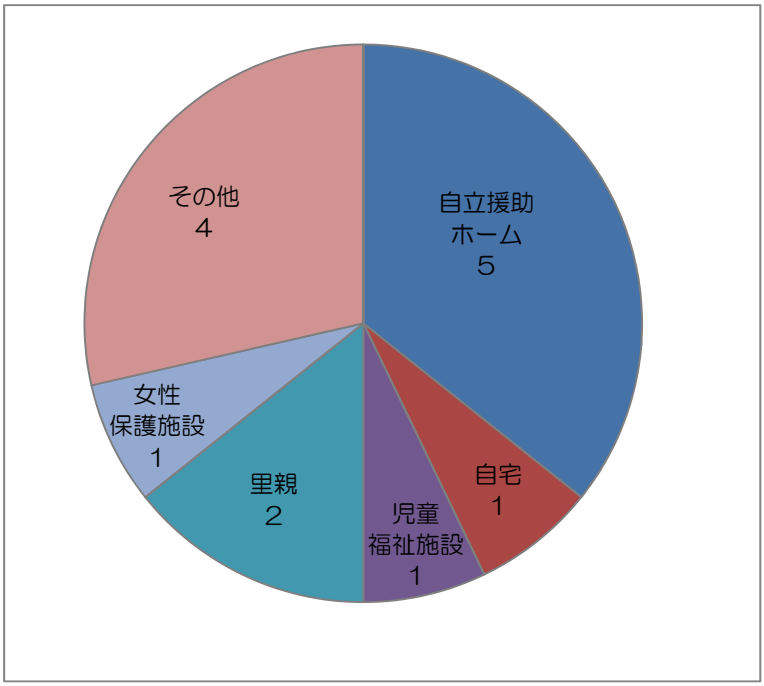

退所先	自立援助ホーム	自宅	医療機関	児童福祉施設	里親	グループホーム	女性保護施設	その他	継続支援中
	5	1	0	1	2	0	1	4	0

シェルター入所中にすべての問題が解決することはまずなく、引き続き様々な支援を必要とする利用者がほとんどである。そのため退所先として自立援助ホームが多いのは、最近の傾向としてほぼ確立してきた。それ以外の退所先としては、自宅に戻ったケース、入所前の児童福祉施設に戻ったケース、里親委託されたケース、シェルター入所中に 20 歳を迎え、在学もしていなかった為、中長期的な生活場所として女性保護施設に入所したケースがあった。また、「その他」には、親戚宅に行ったケース、ステップハウスを利用した 3 ケースがあった。

前年度に引き続き 10 代後半の退所先に里親宅があったことは、マッチングの問題はあるものの、高齢児にも里親が貴重な社会資源となり得ることを実証していると思われる。

そして、シェルターを退所後、元利用者や関係機関が集まって、退所後カンファレンスを開いたことは、新たな環境に移った元利用者の現状を把握することや、引き続き関わって下さっている関係機関や子ども担当弁護士へ丁寧に引継ぎをすることで、支援の継続性を担保できたと思われる。

（7）滞在日数

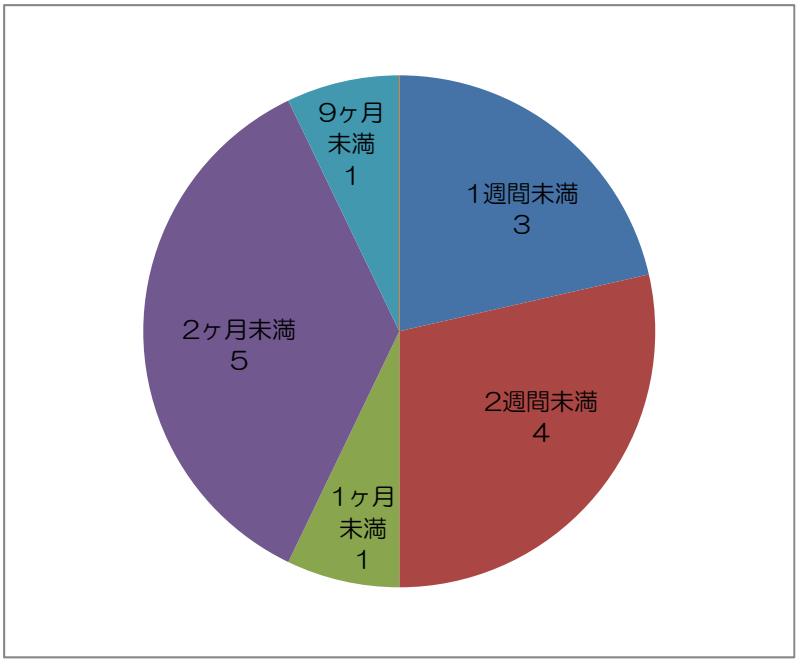

滞在日数	１週間未満	２週間未満	１ヶ月未満	２ヶ月未満	９ヶ月未満	継続支援中
	3	4	1	5	1	0

前年度は、13 名のうち２ヶ月を超えたケースは８名と多かったが、2020 年度は 14 名のうち１名のみで、残りは２ヶ月未満の滞在日数であった。これは、新規に自立援助ホームやステップハウスが設立されたことが大きく影響していると思われる。また、平均滞在日数をみてみると、前年度が約 58 日であったのに比べ、2020 年度は約 44 日となっており、平均滞在日数も短くなっている。全体的には、前述のとおり滞在日数は短期化したものの、９ヶ月未満が１名いたことは特筆すべきことである。

その理由としては、第一にシェルターに滞在中、精神科へ入院したため、シェルターが退院後の受け皿になったこと、第二に利用者が希望する退所先が紆余曲折し、それに寄り添いながら退所先を決めたこと、第三に本人の特性から、次の施設へ入所するまでのプロセスに時間を掛けて丁寧に準備したことが長期化した要因であると考える。また、様々な関係機関が連携しながら、本人を中心に退所先を考えていく道のりは、見立てや意見の違いは当然生じることであり、話し合いながら着地点を模索していく作業であるのだが、これは容易いことではないことを痛感したケースであった。

（8）振り返りと今後に向けて

・滞在日数と退所先の確保

シェルターという特性上、外出や外部との連絡に制限があるなど、何かと制約がある生活とならざるを得ず、長期間過ごすには適さない環境のため、原則２ヶ月までとなっている。今年度は新設の自立援助ホームやステップハウスがあったお陰で、前年度のように自立援助ホームへの入所待ちにより滞在が長期化することはなく、比較的短期間で次の生活の場へと移動することができたのは幸いであった。しかし、シェルターへ入所してくる子どもの６割以上が在学中であることを鑑みると、一旦自立援助ホームに入所した場合、長期化することが予想されるため、なかなか空きがでにくくなることが懸念される。

来年度以降は、今年度のように比較的スムースに自立援助ホームへ入所できるかはわからない。そして、数は少ないものの 10 代後半の学生を里親委託しているケースが毎年あることを考えると、いわゆる下宿屋的な里親を開拓するのは、施設のように集団が苦手で自立度が比較的高い子どもには有効かと思われる。

・日中活動について

一般の施設に比べ利用期間が短く、外出制限や急に予定が入ることが多く日課が決まっていない。また、集団としても流動的なため、利用者全員で事前に何かを企画することも難しい。せめて季節ごとの行事を生活の中に取り入れ、飾りつけや食事などで変化のない生活にメリハリをつける工夫をしている。また、シェルターとは別の場所(通称:山村ホーム)で、講師を招いて月に１回のヨガ教室や不定期でお茶会やメイク教室、畑の収穫や味噌作りの機会を設け、希望する利用者には体験してもらった。さらに、懇意にしているパン屋さんでパン作りを体験させてもらう等、ニーズに合わせて少しずつ体験の場を開拓している。

シェルターに入所した直後は、ゆっくり心身の疲れを癒してもらうことで時間は過ぎるが、時が経つにつれ暇を持て余す利用者も出てくる。いかに個々のケースの進捗状況や興味関心に合わせ、日中の過ごし方を本人と相談しながら決めていくかは、シェルターでの生活の安定につながるので非常に重要である。

そして、今年度は「東急子ども応援プログラム」から法人に 63 万円の助成金をいただけたことで、その一部をシェルター利用者のレクリエーションに使用させていただいた。それにより、毎月１人あたり５千円程度を個別外出（スタッフ等の付添あり）して使用できることになり、映画やカラオケ、好きな洋服やキャラクターグッズを購入する等、自由に使えるお金があったことは、利用者の生活に喜びと潤いを与えていただいた。

・スタッフの確保の難しさとボランティアスタッフの効果

今年度はスタッフの交代がなく、体制的には安定した１年であった。シェルターという特性から場所を公にできない中で人材募集を行わなければならず、また他の施設と異なり実習生の受け入れもしていないことから、人材確保は難しい。

また、毎年ボランティア講座を通じて、ボランティアスタッフの開拓・育成を行っているが、ボランティアスタッフは単に人的確保のためだけではない。経験豊富なボランティアスタッフは、利用者と斜めの関係でゆったりと関わってくださるので、その効果は計り知れない。スタッフと異なる立場で、利用者を支援して下さる貴重な人的資源であり、シェルターの支援には欠かすことのできない存在である。

２　自立援助ホーム運営事業

自立援助ホームみずきの家（定員：女子６名）において、何らかの理由により家庭で生活できなくなり、働かざるを得なくなった子ども（原則として 15 歳から 20 歳未満）に、共同生活を通して自立する準備期間を提供し、①日常生活上の援助、②生活指導、③就業・就学の支援、④元利用者への相談と援助を行った。

また、２０２０年度児童養護施設退所児童等支援事業のうち、社会的養護自立支援事業として退所者１名、就学者自立生活援助事業として利用者１名（川崎市）の支援を実施した。

（１）利用者数（新規＋継続）の推移

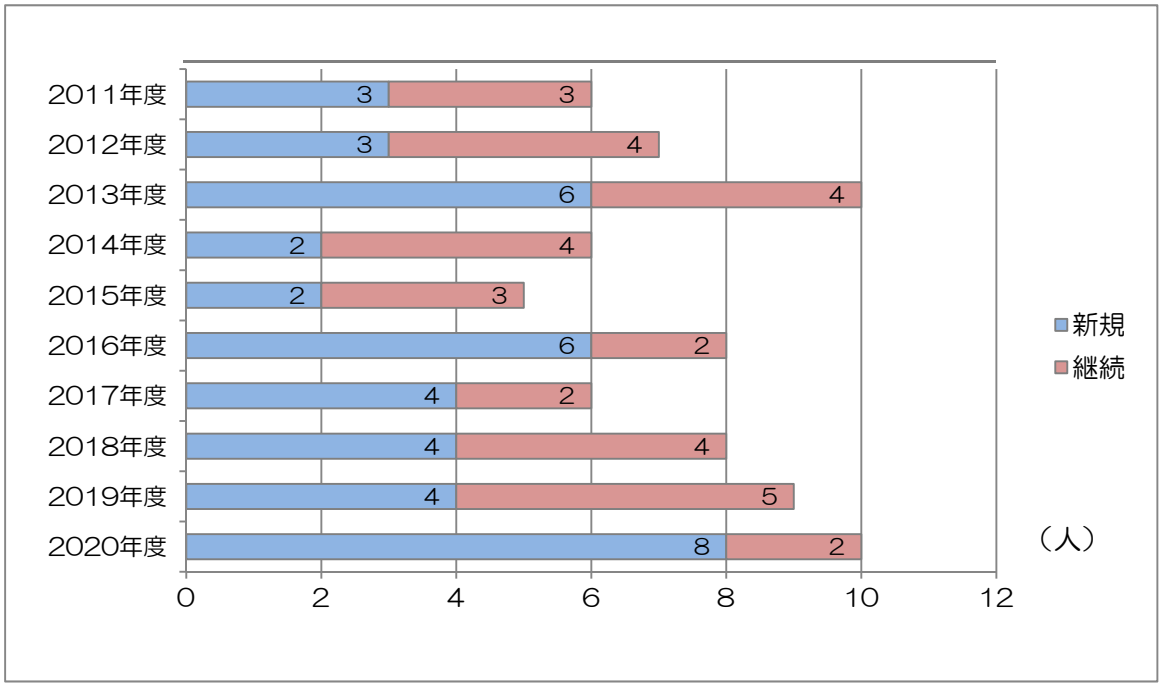

（２）月別在籍者数

（月初人数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2	3	5	5	6	6	5	5	4	4	5	6	56

今年度は平均月別利用者数が４．６人であった。

（３）入所時年齢

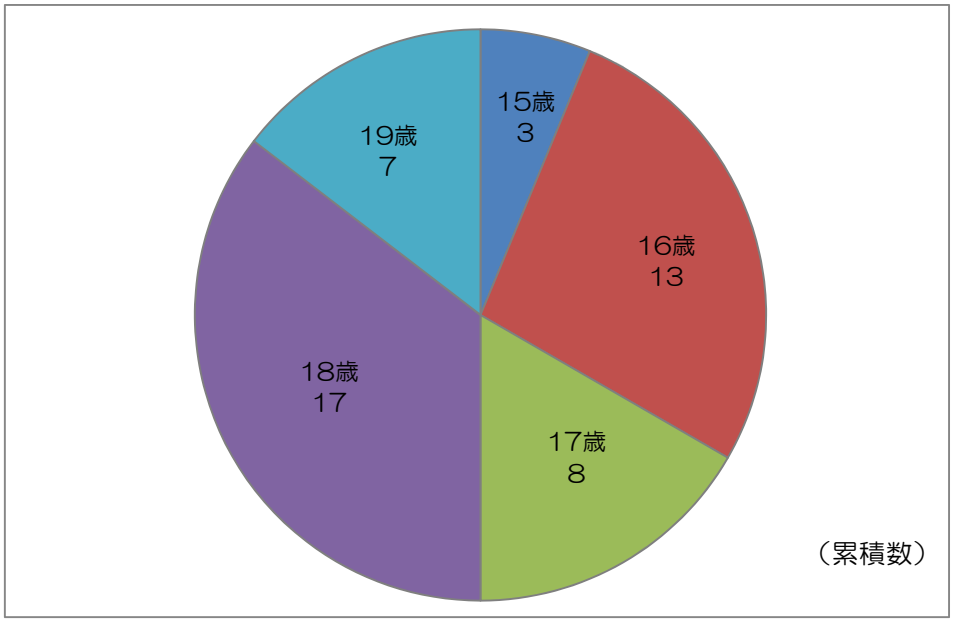

２０２０年度までの全利用者４８名の入所時の年齢については、１８歳以上の入所が半数（50%）となっている。２０２０年度新規入所者８名の内訳は、１５歳２名、１７歳１名、１８歳３名、１９歳２名であった。

（４）入所前の居所

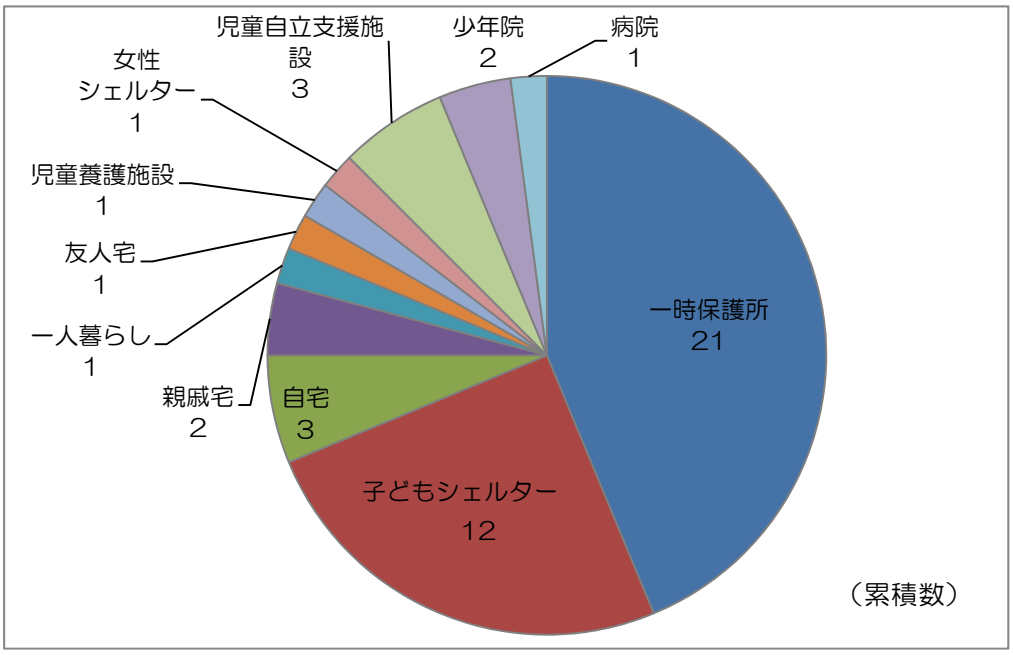

２０２０年度までの全利用者４８名中、一時保護所２１名（44%）が最も多く、次いでシェルター１２名（25%）となっている。シェルターを経由しての入所は平均して１年間に１名の割合である。

２０２０年度新規利用者８名の内訳は、シェルター３名、一時保護所２名、児童自立支援施設１名、自宅１名、親族宅１名であった。

（5）在籍期間

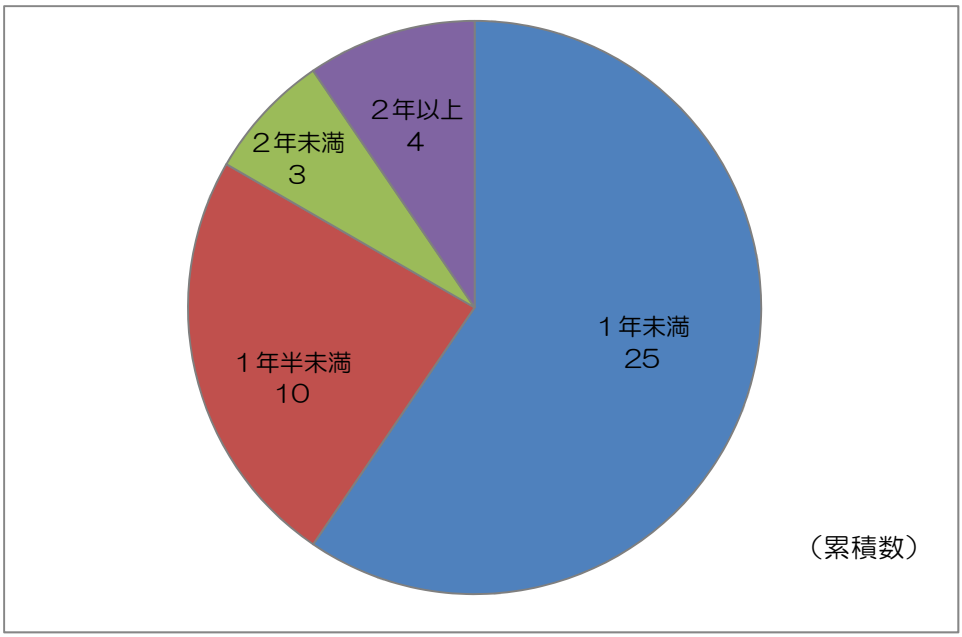

２０１０年６月の開所以来、２０２０年度までに４２名がみずきの家を退所している。最も長く利用した者は８８６日、短い者は１７日で、平均は約１１ヶ月（３３２日）である。

２０２０年度に退所した４名の在籍期間は、それぞれ９６日、108日、４２日、３８１日（平均１５７日）であった。

（6）退所先

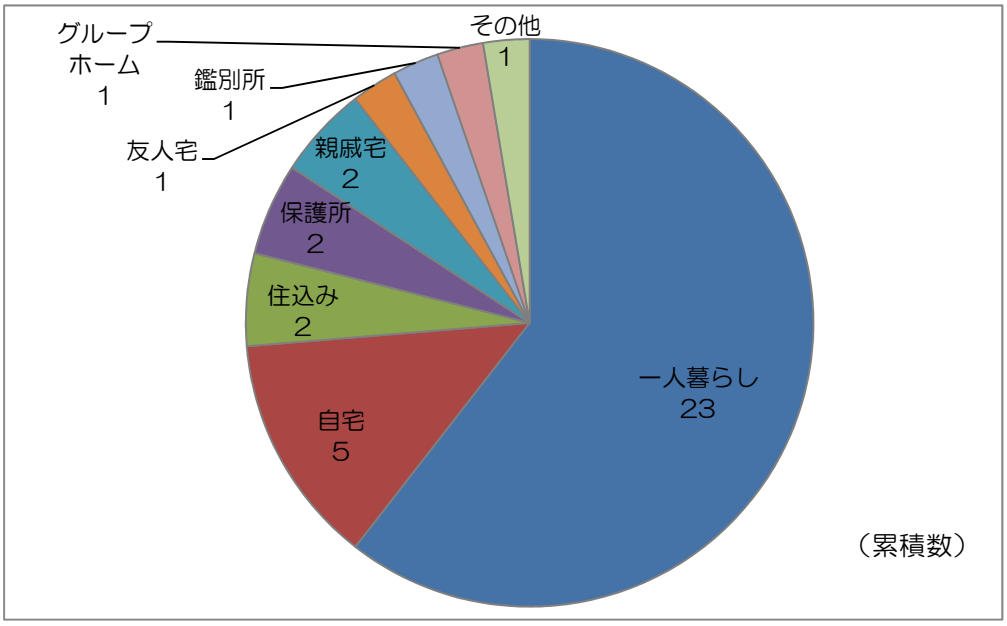

２０２０年度までの全退所者４２名のうち、自分の目標を達成して退所した利用者は１７名（40.5%）、目標途中で退所した利用者は２１名（50%）、無断退所は４名（9.5%）である。２０２０年度に退所した４名の行先は、一人暮らし2名、自宅１名、親族宅１名となっている。

（7）学歴

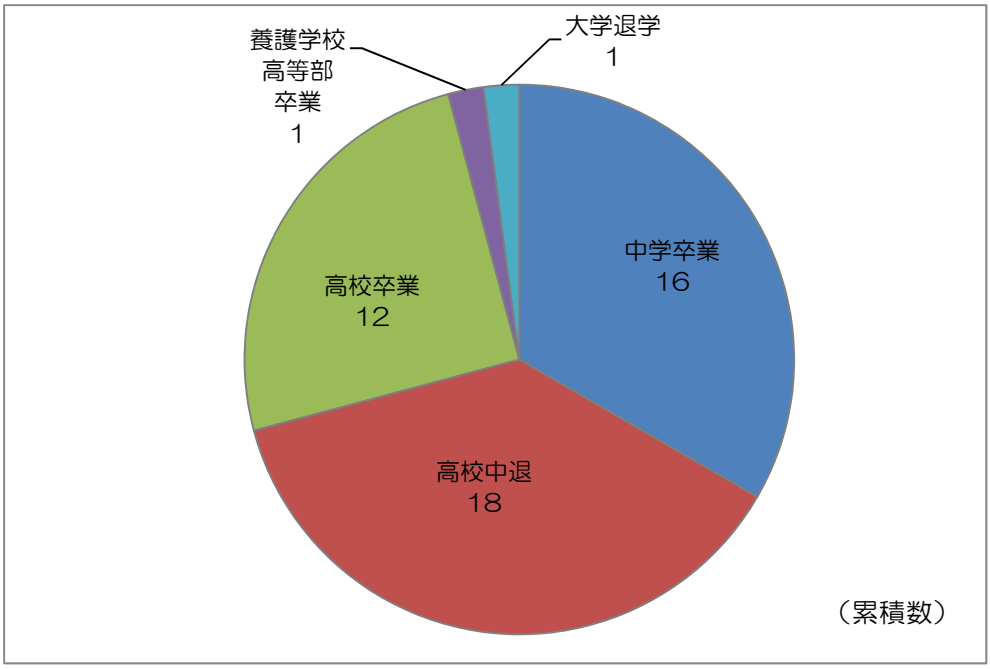

２０２０年度までの利用者４８名の学歴は、中学卒業１６名（３３％）、高校中退 １８名（３８％）、高校卒業 12 名（２５％）、養護学校高等部卒業１名（２％）、大学退学 １名（２％）で、高校卒業以上の学歴を持つ者は１３名（２７％）である。

２０２０年度新規利用者の内訳は、中学卒業７名、高校中退１名となっている。

（８）振り返りと考察

・在籍期間

２０２０年度までの全退所者４２名の在籍期間の平均は、約１１ヶ月（３３２日）であるが、例えば被虐待の影響で、利用者本人の気持ちの安定を図る期間を十分に経た上で、通学や就労を継続し相応の金額の自立資金を蓄えていく必要があるケースも見られ、みずきの家で自立を目指すために、１１ヶ月程度の期間で十分であると一概に考えることはできない。

・高校在学者と生活保護受給者の増加

２０２０年３月時点で、利用者６名のうち、３名（２０２１年４月時点で４名となる予定）が全日制高校又は通信制高校に在学しており、３名（２０２１年４月時点で４名となる予定）が生活保護受給中である。

自立援助ホームに在籍して通信制高校に通学する場合、利用料（３万円）の負担以外に個人的に必要な生活費を賄うためには、被虐待による精神的症状に苦しむなどアルバイトも無理ができず、生活保護に頼らざるを得ない利用者が多くなっている。（実際、通信制高校に在籍しアルバイトのみで生活費を賄えているのは１名のみ。）

また、生活保護受給中の１名については、被虐待に由来すると考えられる精神的な症状に加えて発達障害的傾向も重なり、高校には在学しておらず就労意欲も持てずに１年間近く在所しており、精神障害者のグループホームに入居方向で調整している。

自立援助ホームでの支援方向性として、利用者がフルタイムで仕事をして自立資金を貯金し、アパートでの独り暮らしに繋げるという従来のパターンはむしろ少数となっており、利用者の背景と事情が多様化していると言える。

・支援に困難が伴うケース

薬物依存症等によって就労や生活が困難であった利用者や、被虐待の影響から複雑性 PTSD の症状が顕著となり長期間の入院を余儀なくされた利用者への支援を行った。

みずきの家

３　居場所のない子どもの電話相談事業

２００９年度より電話番号が書かれた名刺サイズのカードの配布を始めたが、２０２０年度も引き続き行った。配布先は、各関係機関、神奈川県内の高等学校、子どもたちの支援をしているＮＰＯ団体、各警察署など、計８７２ヶ所（昨年９１６ヶ所）である。配布先については、送付しても住所不明で戻って来てしまった所もあり、見直しを行った。

（１）電話相談件数の推移

（単位：件）

相談者	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
市役所・区役所	23	24	63	27	23	36	41	39	60	80	77	92	56
女性相談機関	0	2	9	6	4	4	0	14	3	0	8	8	8
弁護士	14	24	20	18	16	14	25	27	18	26	17	50	35
児童相談所	11	12	19	21	18	16	16	41	17	24	52	55	48
学校	5	4	3	16	13	14	16	24	27	25	30	44	22
本人	4	14	38	45	42	49	40	51	76	44	63	122	70
親	1	2	10	5	5	9	6	4	15	4	6	3	3
親族	0	0	0	0	0	0	2	3	1	3	5	2	1
医療機関	1	0	0	4	1	5	8	1	0	1	2	1	1
民間個人・団体	8	19	14	12	21	30	29	40	25	29	43	46	40
家庭裁判所	1	2	0	0	0	2	0	1	2	0	0	1	0
児童福祉施設	0	2	1	1	4	2	2	0	0	2	0	7	2
警察	1	1	1	1	1	1	4	4	7	3	5	4	1
保護観察所	0	2	5	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
不明	1	0	21	5	6	2	4	0	3	1	2	0	0
合計	70	108	204	165	154	184	194	249	254	242	310	435	287

事業開始後数年は居場所がなくて困った相談というよりは、一般相談（てんぽについての問い合わせ含む）が多かったが、２０１４年度ごろからはより具体的な入所相談が増えた。また、関係機関からの相談が増加し、シェルターの存在が少しずつ浸透してきたのではないかと思われる。

２０２０年度の相談件数は、２８７件となっており、前年度に比べ１４８件減であった。ケース数としても、１２５ケースで前年度に比べ２８ケース減った。このうち２回以上の相談があったのは５４ケース（４３．２％）となっており、前年度（４８．４％）と比較してもその割合はやや減少している。さらに月別にみてみると、２０２０年度は９月の相談が最も多く、次いで１２月、３月と続いていた。

２０２０年度はコロナの関係で、ステイホームの期間があったため、学校を介して電話相談へ電話を掛けてくるような学生は、その機会が減少したであろうし、また家族からの虐待で相談したい人は、家族も在宅ワークなどで家にいるため、電話を掛けるタイミングが難しかったであろう。電話相談件数が前年度と比較して非常に少なかった要因については、来年度の数値と比較し、検討する必要があると思われる。

（２）相談者内訳

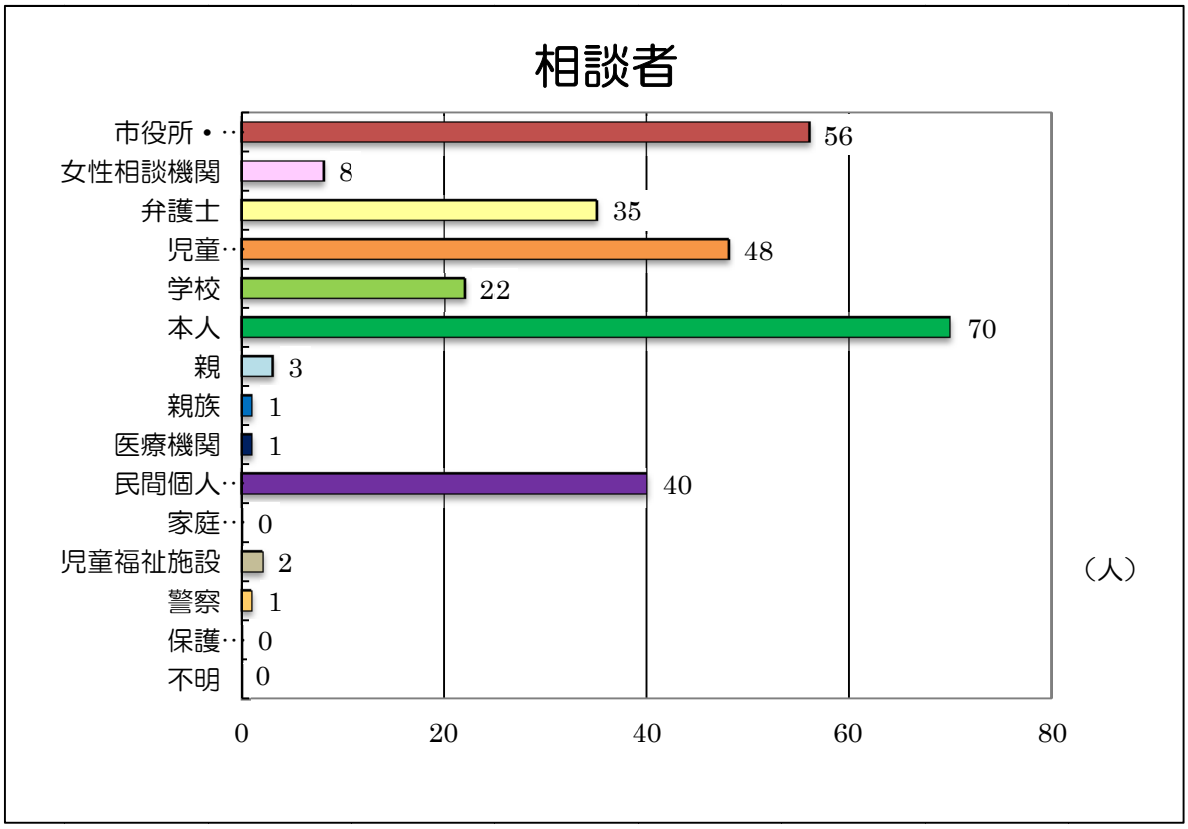

相談者	市役所・区役所	女性相談機関	弁護士	児童相談所	学校	本人	親	親族	医療機関	民間個人・団体	家庭裁判所	児童福祉施設	警察	保護観察所	不明
	56	8	35	48	22	70	3	1	1	40	0	2	1	0	0

２０２０年度は、「本人」からの相談が最も多く７０件で、次に多かったのは「市役所・区役所」の５６件となっており、この順位は前年度と同様であった。なお、「本人」からの相談には、その前に関係者からの相談があり、その後に本人が掛けてくるものも含まれている。

また、「児童相談所」や「民間個人・団体」からの相談も前年度と変わらず一定数あるのは、関係機関に周知されてきたことが伺われる。

そして、相談者の地域としては横浜市からの相談が９０ケースと最も多く、次いで政令指定都市を除く神奈川県からの相談が７３ケース、東京からの相談が３６ケースとなっていた。千葉や埼玉といった近県からの相談も９件あったが、愛知県や京都府など遠方からの相談もあり、簡単にネットで検索できることが関係していると思われる。

（３）対象者性別

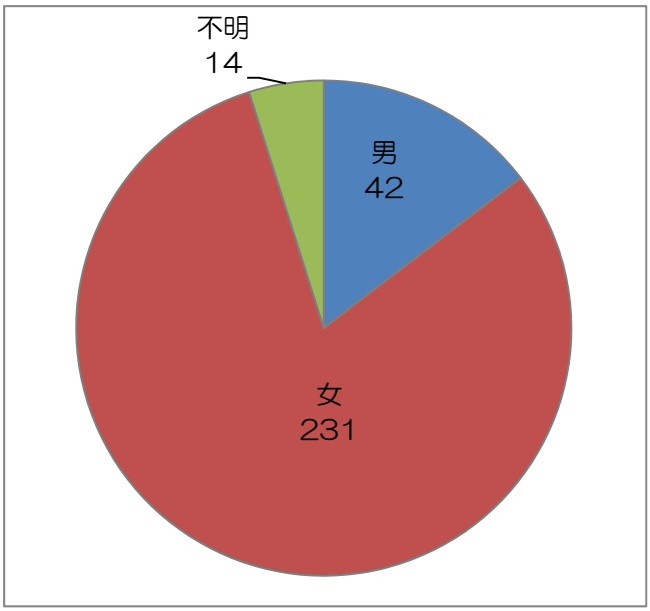

対象者性別	男	女	不明
	42	231	14

女性からの相談が圧倒的に多いのは、２０２０年度も変わらずで毎年の傾向となっている。

（４）対象者年齢

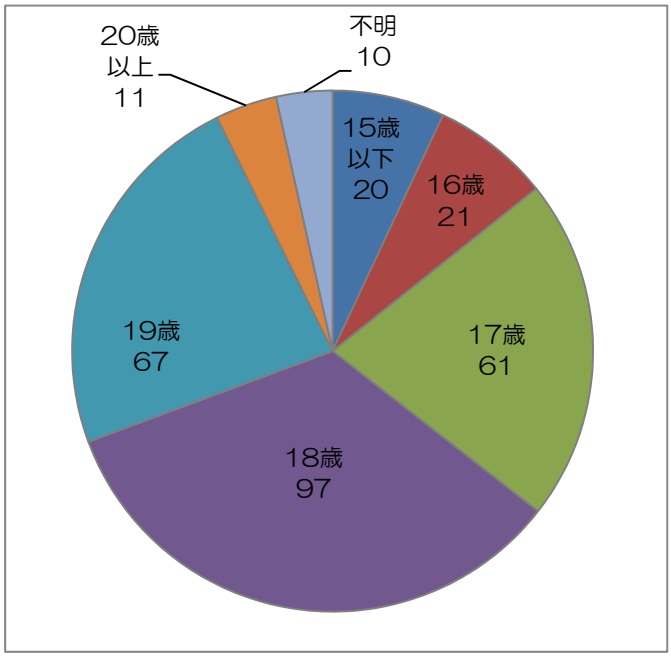

対象者年齢	15 歳以下	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳以上	不明
	20	21	61	97	67	11	10

相談対象者の年齢は１８歳が最も多く、次いで１９歳、１７歳と続いており、１０代後半が大多数を占めていた。また、２０歳以上の相談も１１件あった。

（５）電話の主旨

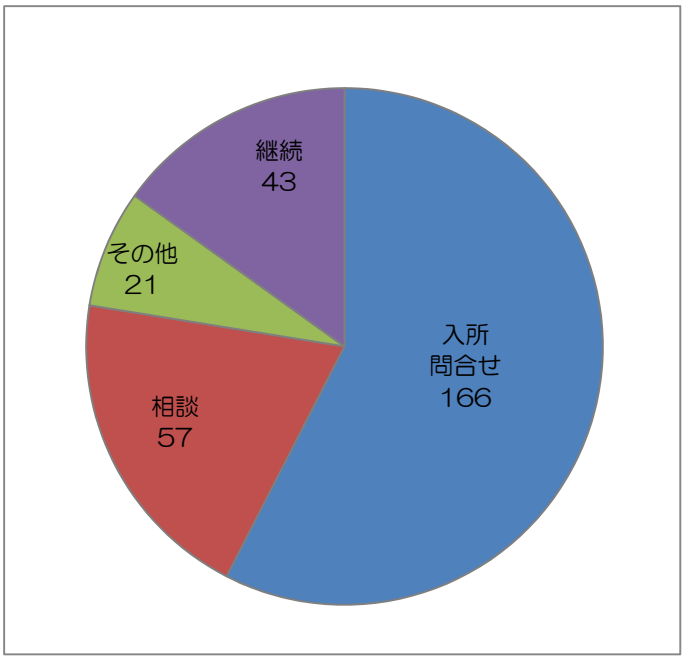

主旨	入所問合せ	相談	その他	継続
	166	57	21	43

電話相談が始まった当初は一般相談が多かったが、最近の傾向として「入所問合わせ」が多くなっており、２０２０年度も同様であった。相談内容としては、より具体的な入所相談が多く、シェルターの存在が少しずつではあるが浸透してきたことを感じるとともに、１０代後半の社会資源の少なさも併せて実感している。

そして、入所相談については、シェルターの状況からすぐの受け入れが難しく、断らざるを得ないこともあり、その際、他のシェルターや女性相談へ繋げたケースもあった。しかし、てんぽ利用者の退所の目途が立った段階で、てんぽに入所できるまでの間は他の安全な場所で待機してもらい、事前に相談者や関係機関と面接を行い、空きがでたらすぐに入所できるよう準備したケースもあった。

また、「継続」相談も多く、電話相談のうち２回以上のやり取りをしたケースは、全体の４割以上であった。「継続」には、１つのケースに対し同じ相手と複数回やり取りすることもあれば、そのケースに関して様々な関係機関とやりとりすることもあり、両方の場合もある。また、１件の電話相談に対し１６回電話でやり取りしたケースもあった。

（６）主訴

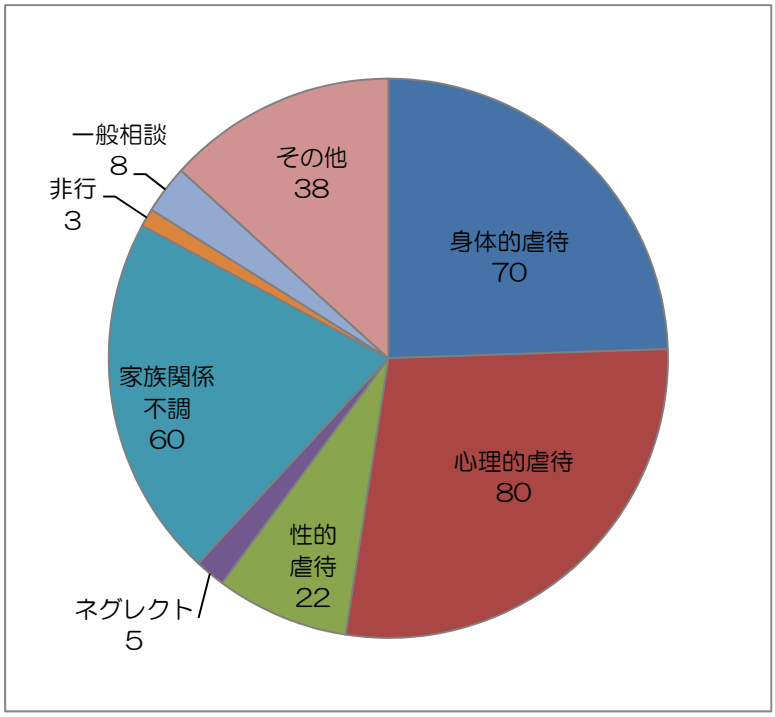

主訴	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	家族関係不調	非行	一般相談	その他
	70	80	22	5	60	3	8	38

相談件数としては、「心理的虐待」が８０件と最も多く、全体の約２８％を占めていた。次に多かったのは、「身体的虐待」の７０件で全体の２４％となっている。一方、前年度に最も多かった「家族関係不調」の占める割合は、全体の約４２％から２１％へと半減している。

さらに、「性的虐待」は全体の約８％を占めており、この割合は前年度とほぼ同じであった。他の主訴に比べ、その占める割合は少ないものの、年間を通して性的虐待を受けた女性が入所している状況である。

（７）振り返りと今後にむけて

「居場所のない子どもの電話相談」は、その名の通り居場所がなくなり困っている本人や、公的・民間の支援機関からの入所相談が多くなっている。それは、同じ法人内にシェルターがあるため、一般的な相談というより具体的な入所相談が多いことが特徴といえる。

特に、児童相談所の一時保護所が利用できない１８歳以上の居場所がない相談があった場合には、シェルターへの入所も視野にいれながら相談を受けることができるので、同じ法人内にシェルターを有する強みかと思われる。また、シェルターもその特性から窓口をオープンにすることが難しいため、この電話相談事業が利用希望者とシェルターとの橋渡し的役割を担っており、双方が有機的に機能している面もある。

そして、連絡先を秘匿にしているシェルターでは、退所する利用者には「居場所のない子どもの電話相談」と法人の事務局の連絡先（電話番号・メールアドレス）が書いてあるカードを渡し、何かあった時の相談先として案内をしており、アフターケアとしての役割も担っている。

さらに、シェルターを退所した元利用者のみならず、他の社会的養護経験者からの相談の受け皿の一つとしても機能しており、電話相談で対応した１２５ケースのうち、相談内容から施設入所や一時保護歴があったり、児童相談所への相談歴があると読み取れるケースが５６ケースあった。

また、シェルター利用だけでなく弁護士相談に繋げたケースもあり、児童福祉の枠組みから外れた年齢の相談者にとって、今後も一定の役割を担えたらと考えている。

現在、多種多様なところへカードを配布しているためか、民間個人・団体からの相談ケースも増えている。また、配布した学校の管理職、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーといった方々からの相談もあり、実際にシェルター入所へ繋がったケースもあった。さらに、県立学校教職員向けの児童虐待対応マニュアルに「居場所のない子どもの電話相談」が掲載され、１８歳以上の生徒の相談先として紹介されたことは大きい。今後はカードを配布するだけでなく、学校との連携をさらに強化していきたいと考えている。

最後に、現在は電話相談のみで、メールや LINE での相談体制は整えていないが、実際には事務局にメール相談が来ることも時々ある。その場合、電話番号が書かれていれば折り返し電話を掛けるが、ない場合には電話で直接話がしたいことを伝え、「居場所のない子どもの電話相談」の案内をしたり、こちらから電話しても大丈夫ならば電話番号と希望の時間帯などを聞いたり、メールや LINE 相談をしている他の機関を紹介するなど、メールで返信をしている。しかし、そのまま連絡が途絶えることもあり、その後が気になったケースもあった。今の時代、電話というツールそのものが不慣れだったり、敷居が高かったりすることもあるのかもしれない。これについては、今後の検討課題である。

また、現行では月・水・金曜日の１３時から１７時までしか電話相談が行われていないため、その他の曜日や時間帯には事務局の方へ電話やメール、時には直接訪問しての相談がある。その場合には、主にシェルタースタッフが対応をしており、その負担が年々増加しているため、今後は月曜日から金曜日までに拡充し、電話相談員の増員もしていく方向で準備を進めているところである。

４　山村ホーム活用事業

２０１６年「山村様」から、今まで住んでいた家を自由に利用していいとのお申し出を受け、一部改修をしてその年の７月から利用を開始しています。平屋の４Ｌ・ＤＫで広いお庭と小さな畑もそばにあります。

当初は月に一度のヨガ教室に利用するのが精一杯でしたが、２０１８年５月から週に１回非常勤職員が勤務し、多くのボランティアの方々の協力を得て、てんぽ利用者のための日中活動と家の管理を行っています。主な活動は、ヨガ教室、畑づくりと庭の整備、お茶会、メイク講座、アフターケアの集い、ホーム貸し出しとなっています。

２０２０年度はコロナウイルスの広がりにより、ヨガの一時中止やアフターケアのBBQ 中止など、様々な活動を制限せざるを得ない状況が続いてしまいました。そんな中でもプレハブ跡地の畑でさつま芋と大豆を育てたり、味噌づくりをしたりと新しいことも始めています。

また、新たなボランティアの方々も加わり、畑や庭の整備のほか DIY もご支援いただきました。主な活動は以下の通りです。

（１）日中活動支援：ヨガ教室

毎月１回、山村ホームまで専門のインストラクター（講師料は寄付を活用）に来ていただき、シェルターの利用者を対象にレッスンを行っています。２０２０年度はコロナのため、４月・５月は中止といたしました。６月以降利用者が参加できたのは５回でした（実施回数１０回）。

運動不足解消、気持ちのいいことを体感してもらう、自分の体と向き合う等々目的はありますが、予定が立たないのがシェルターの特徴の一つですし、その日に外出が入ったり、気分が悪くなったりなどもありなかなか参加できない状況があります。シェルター入所の短期間の中で、どのように運営・活用していくか今後も課題です。

（２）日中活動支援：お茶会

２０１８年１１月から日中活動プログラムの一つとして「茶道」を開始しました。ボランティアの先生に来ていただき、毎回お茶会形式でおいしいお菓子とお茶を楽しんでいます。「お茶会」といっても作法にはあまりこだわらず、楽しく体験すること重視で、季節行事を取り入れて庭の花々を楽しみながら、季節の移ろいを感じてもらえたらと思っています。

２０２０年度はコロナのため思うように開催できませんでしたが後半は感染防止の対策をして４回実施、利用者のほかに理事やスタッフが参加しています。継続参加の利用者さんは YouTube で予習するなど誰よりも熱心でした。また、アフターケアの集いにもご協力いただき大好評でした。

（３）日中活動支援：メイク講座

２０１９年４月からボランティアによるメイク講座を開始し、３回実施しました。

利用者にとってとても関心の高い「メイク」、一人一人の希望に合わせてアドバイスをしてもらうことができ、大変好評です。「就活の時のメイクは？」などこれから先を考えての質問も出たり、メイクを通して悩んでいることの一端がうかがえたりもしています。これからも利用者の希望に合わせて開催していきたいと思っています。こちらも、アフターケアの集いにもご協力いただき大好評でした。

（4）畑づくりと庭の整備

敷地の裏に小さな畑があり、ボランティアの協力で大根、玉ねぎ、小松菜などを育てています。日々様子を見ることができないため、あまり手入れをせずに収穫できるもの限定ですが、タイミングがあったときは利用者が収穫を手伝ったりもしました。収穫物はシェルターの食卓に上った他、ボランティアや理事の皆様にもご賞味いただけました。

２０２０年度からはプレハブ跡地に新たな畑を作りさつま芋と大豆、落花生作りにチャレンジし、さつま芋と落花生はアフターケアの集いでOG･OBにおいしく食べてもらったほか収穫も楽しんでもらいました。大豆は不作でしたが、買い足して２月に利用者も参加し、ボランティアの協力を得てして味噌づくりを行いました。秋の出来上がりが楽しみです。

また、庭についてはしだれ桜が３本、五葉松や椿のほか様々な庭木があり素人だけでは手に負えません。このため、こちらも庭師の方がボランティアに来てくださり少しずつ整備をしてくれています。寄付で購入した芝刈り機も活躍しています。

シンボルのしだれ桜は２０１９年の台風に続き、２０２０年夏には蟻により幹が食い荒らされてしまいましたが、何とか枯れずに済み、春には見事な花を咲かせてくれました。

畑も庭もどちらもあっという間に雑草がはびこってしまうため、「草刈りボランティア」にも活躍していただきました。

家の整備については、築４０年近い家屋のため老朽化は否めない中、２０２０年後半はボランティアの方の協力で雨戸の修理や障子の張替を行いました。今後も網戸の整備など、やらなければいけないことが山積みです。

庭のしだれ桜

（５）アフターケア OGOB の集い

２０１９年１１月にてんぽ初の試みとして、シェルターとみずきの家の OG・OB を対象としたバーベキュー大会を開催しましたが、２年目にしてコロナ禍のため開催をどうするかギリギリまで悩むことになってしまいました。しかし、昨年の子どもたちの様子から何とか開催したいとの思いがあり、バーベキューは中止とし、飲み物とお菓子の提供に留めたうえ、検温・消毒などの感染予防をして１１月１４日に開催することができました。

幸い天気も良く、大きな家ですので部屋を開け放し、庭も使って「密」を避けることができました。参加者合計は３６名で、内訳は、シェルターOG・OB７名（+同伴者１名、同伴児４名）、ボランティア５名、子担弁護士７名（+同伴児１名）、職員・理事（元職員含）１１名です。

今年のメインは、庭のさつま芋掘りとみかんの収穫。昨年に引き続きお抹茶コーナーとメイクコーナーも大好評でした。畑で収穫した落花生もおいしかったです。
会は終始和やかな雰囲気で、懐かしいボランティアさんや元職員なども加わり、お茶を飲みながら当時はつらかったけれど今となるといい思い出、あの時があるから今があるといった話が OG 同士でされており、体験を語る場としても意味があると考えさせられました。大人たちにとっても、元利用者の元気な姿を見ることは大きな励みとなっています。

庭のみかん

さつま芋掘り

（６）ホームの貸し出し

少しずつですが、建物や庭の整備が進んできたことを受け、この施設を会員のために有効活用したいとの思いから、会員限定ですが貸し出しをすることにしました。

十分な広報ができなかったこともあり、残念ながら２０２０年度の利用は１件のみでした。

2020年度山村ホーム年間実績

	ヨガ	お茶会	メイク講座	庭	畑	DIY	アフターケア	法人関係	貸し出し
4月	コロナのため中止			30日 庭木消毒	21日、29日 プレハブ跡地を畑に→さつま芋植え付け				
5月	コロナのため中止			30日 垣根剪定	5日、12日 小松菜収穫 26日 ホウレンソウ、大根収穫、大豆、落花生種まき				
6月	16日 4人			2,9,16,17 草刈り バラとあやめの移植	2, 9 日 大根、玉ねぎ収穫 16日 耕起				
7月	30日 6人	2日 5人				30日 大掃除 （カビ取り）			
8月	12日 4人	20日 4人		4,26、29 桜の下見 桜と梅の剪定	18、25日 草取り 蔓返しと土寄せ				
9月	16日 5人				22日 大根種まき、白菜植付				
10月	14日 3人		20日 5	18日 草刈り ボランティア	14、18日 落花生収穫 さつま芋収穫① １４日 芋収穫② 大豆収穫 １５日 玉ねぎ植付			18日 草刈り ボランティア	
11月	18日 4人	14日 OG・OBの集い	14日				14日 OG・OBの集い 36人		
12月	16日 4人			1日 ブルーベリー植え付け	16日 大豆収穫				
1月	14日 3人				1月中 大根収穫 切り干し作り				
2月	18日 2人				20日 味噌づくり	18日 雨戸修理			
3月	18日 1人	25日 6人		12,16,17,18,23,24,29,31 庭木剪定	9日、19日 ①大根種まき 茗荷植え付け ②ジャガイモ植え付け	6日 雨戸修理 障子張り替え		29日 物置設置	24日 1組

ヨガの参加人数は先生を含みません。その他は、ボランティア講師のため先生を含んだ人数です

（7） 今後の活動

これからも利用者が「やってみたいこと」の実現に向けて企画を充実していければと思っています。コロナ禍ではありますが、ヨガ・お茶会・メイク講座に加えて新たな企画にもチャレンジしたいところです。まずは、畑が広がったことで、今年もサツマイモや大豆の植え付けを行ったので収穫物を利用した企画中です（芋ほり、切り干し大根づくり、味噌づくりなど）。

そして、継続的な活動としていくためにも畑や庭、建物の維持を支えてくださるボランティアの皆様のさらなる支援を募っていければと思っているところです。

ご寄付のひな人形です

５　研修

（１）シェルタースタッフ、電話相談員研修

日付	講座名
10 月 27 日	湘南ライフサポート・きずな見学・研修会
２月 27 日	子どもシェルター全国ネットワーク会議 in オンライン（ZOOM）
３月 10 日	食品衛生責任者養成講習会

（２）みずきの家スタッフ研修

※新型コロナウイルス感染予防対策のため全て中止

（３）子ども担当弁護士研修

※新型コロナウイルス感染予防対策のため企画しなかった

（４）シェルターボランティア講座

毎年秋と春に、ボランティアに興味のある方や、シェルターや自立援助ホームでの支援に関心のある方を対象にボランティア講座を実施している。秋は例年通り実施し、受講者３３名のうち１２名がボランティア登録に至った。

春は新型コロナウイルス感染予防対策のため開催しなかった。

①秋のボランティア講座（かながわコミュニティカレッジとの連携講座）

日程：第１～４回（９月２６日、１０月３日、１０月１７日、１０月２４日）
　　面接・説明会（１１月７日）

場所：第１～４回・面接・説明会（かながわ県民センター）

講師：第１回（松橋秀之・影山秀人）、第２回（徳丸のり子）、
　　第３回（髙橋　温・シェルターホーム長）、第４回（スタッフ、現ボランティア）

内容：第１回（児童虐待と子どもの権利）
　　第２回（子どもの話を聴くとは）
　　第３回（シェルターの必要性及び対象者とシェルターでの支援内容）
　　第４回（ボランティアと子どもの関わり）シェルターでの利用者支援の中で、ボランティアにはどのように関わってもらいたいかを関係者から説明し、先輩ボランティアに体験を話してもらった上で、グループミーティング。

②春のボランティア講座

※新型コロナウイルス感染予防対策のため開催しなかった。

（５）シェルターボランティア研修

毎年夏と冬の年２回、現役ボランティア・子ども担当弁護士・スタッフ・理事の方々を対象にボランティア研修を実施しているが、２０２０年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため開催しなかった。

６　啓発活動

（１）公開シンポジウム　飛び立つために、羽を休めて Vol.１４
※新型コロナウイルス感染予防対策のため中止とした。

（２）ニューズレター「てんとうむし」
・内　　容　法人の活動内容を広報するためのニューズレター「てんとうむし」を発行する。
・日　　時　２０２０年８月および２０２１年２月
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　２名
・対　象　者　一般市民
（発行部数　２６号，２７号　各2,０００部）

（３）ホームページおよびブログ
・内　　容　法人の活動内容を広報するためのインターネット・ホームページおよびブログを常設。
・日　　時　通年
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　３名
・対　象　者　一般市民

（４）オレンジリボンたすきリレーへの参加
※新型コロナウイルス感染予防対策のため中止

（５）講演・勉強会の講師など
１０／　８　発達障がい児地域支援コーディネーター養成講座（実践編）講師
１１／１７　児童養護施設手まり学園 職員研修　講師
１２／　９　横浜市女性福祉相談業務スキルアップ研修　講師
１２／１６　公益財団法人よこはまユース　成人年齢引き下げに関する勉強会　講師
３／１７　児童養護施設のぞみの家職員研修　講師
※その他新型コロナウイルス感染予防対策のため中止の依頼もあった。
その他
５／２１　IdeaLink㈱の取材
６月　　慶應義塾大学英字新聞学会三田キャムパスの学生の取材
１０／２２　子どもシェルター全国ネットワーク会議として厚労省訪問
１１／１０　日本映画大学の学生が取材で来所

（６）みずきの家見学受入れ（団体）
※新型コロナウイルス感染予防対策のため受入中止

７　組織運営

（１）２０２０年度通常総会

日時：２０２０年5月２３日（土）１３：０５～１３：３５

場所：新横浜法律事務所　会議室

議題：第１号議案　２０１９年度事業報告の件

第２号議案　２０１９年度収支決算（貸借対照表，収支計算書）の件

第３号議案　２０２０年３月３１日現在の財産目録の件

第４号議案　役員選任の件

第５号議案　２０２０年度事業計画の件

第６号議案　２０２０年度収支予算の件

※議案はいずれも承認された。

（２）理事会

①　第１回

日時：２０２０年4月9日（木）１８：３０～

場所：新横浜法律事務所　会議室

議題：

（決議事項）

１　２０１９年度決算

２　２０２０年度通常総会議案

３　新型コロナウイルスによる公開シンポジウム実施可否の判断の時期と基準

（協議事項）

１　通常総会の準備

２　新型コロナウイルス関係

②　第２回

日時：２０２０年7月２０日（月）１８：３０～

場所：かながわ県民活動サポートセンター７０５号室

議題：

（決議事項）

なし

（協議・報告事項）

１　２０２０年度の業務執行状況

２　今後の活動のあり方

３　その他

③　第３回

日時：２０２０年１０月２１日（水）１８：３０～

場所：かながわ県民活動サポートセンター７０８号室

議題：

（決議事項）

なし

（協議・報告事項）

１　２０２０年度上半期の業務執行状況

２　２０２０年度上半期の決算状況

３　みずきの家　準備会会計の件

４　シェルター移転の件

５　その他

④　第４回

日時：２０２１年3月１０日（水）　１８：３０～

場所：新シェルター

議題：

（決議事項）

１　２０２０年度事業計画および収支予算書

（協議・報告事項）

１　２０２０年度の業務執行状況

２　２０２０年度第３四半期の決算状況

３　その他

（３）運営委員会

（４／１７，５／１２，６／１０，７／９，８／１１，９／１０，１０／８，１１／１０，１２／１０，１／１２，２／１０，３／１７）

下線の日は１７：００～@みずきの家、それ以外は１８：３０～@かながわ県民センターまたは新横浜法律事務所で開催した。

みずきの家の誕生会

８　助成・ご寄付いただいた団体等

（１）助成金・寄付金

- コストコホールセールジャパン株式会社
- 国際ソロプチミスト川崎
- 東急株式会社「東急子ども応援プログラム」
- 特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンこうほく
- 特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン港南
- かながわ元気フォーラム
- 一般財団法人 mudef
- 東京海上日動火災保険株式会社「Share Happiness 倶楽部」
- 株式会社大林組
- 株式会社 Kanoya
- ノエルの会
- 児童養護施設　城山学園
- 児童養護施設　成光学園
- しんゆりメンタルヘルスクリニック
- 公益社団法人神奈川県助産師会
- 東京電力労働組合
- いちょう団地連合自治会
- 一般財団法人　全国学生保障援助会
- 日本キリスト教団深川協会
- 三田隊
- 立正佼成会横浜教会「一食地域貢献プロジェクト」
- 株式会社三菱 UFJ 銀行

（２）物品寄贈・寄付品

- 株式会社ファーストリテイリング/若草プロジェクト経由
- 株式会社リンク・セオリー・ジャパン/若草プロジェクト経由
- ハウス食品株式会社/若草プロジェクト経由
- 一般社団法人若草プロジェクト
- コストコホールセールジャパン株式会社
- 株式会社　川口
- 株式会社カーブスジャパン
- 坂田化学合資会社
- IKEA 港北
- 合同会社 rakusou
- 社会福祉法人カリヨン子どもセンター
- 特定非営利活動法人びなパートナーシップひろば
- 男女共同参画センター横浜南
- 有限会社ダスカジャパン　クァウテモック
- 特定非営利活動法人夢キューブ
- 株式会社吉野家
- わたぼうし
- 特定非営利活動法人タイガーマスク基金
- 株式会社カレンズ

★ご協力に改めて
感謝申し上げます★

（敬称略　順不同）

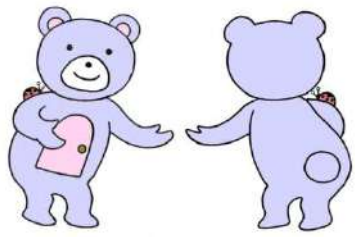

あとがき

私たちが運営する施設を利用される方が直面する生活課題は多様です。生活環境もそれぞれ異なります。改めて、「てんぽ」や「みずきの家」のような子どもシェルターや自立援助ホームのニーズを感じる日々です。生活課題や生活環境の多様性は、多様な機関・団体・施設の支援ネットワークが必要であることも意味します。

「みずきの家」は措置入所が前提となっていますので、入所プロセスでは児童相談所のかかわりが基本的要件となります。しかし、利用後の自立に向けては児童相談所のみならず、学校や職場、病院などの関係機関との連携による支援が重要となってきます。

シェルター「てんぽ」利用については、本人が電話相談事業等を通じて直接アクセスすることや、個人的な関心や事前知識がおありになる方の支援が契機となる場合もありますが、児童相談所や県や市の相談窓口、学校などからの問い合わせや依頼からというケースが大半です。関係機関の連携があるかかわりが始まります。利用については、ご本人の意志を確認し、その上で担当弁護士を配置することが基本要件となります。「てんぽ」は安全で安心できる場を当面提供するとともに、スタッフが担当弁護士・関係機関とともに、継続的・安定的な生活環境確保のために利用者の考えを尊重しながら退所先や自立方法などを検討していきます。この経過でも関係機関・施設・団体との連携により、退所までに組織的な支援体制が構築されることになります。

「利用者」は制度や機関・団体の存在を知らない、あるいは不信感を抱いて居る場合があります。支援者が利用者との信頼関係を通じてかかわっていくことも重要ですが、組織としての信頼関係や連携が構築されないと一時的な効果しか期待できなくなります。アフターケアが社会的にもその重要性を増してきているなかで、長期的なかかわりを検討する場合でも個人的関係の構築だけでは限界があります。また、法人単独の支援にも限界があります。利用者のアフターケアも支援側の連携が必要になります。

法人は、「山村ホーム」を活用してアフターケア事業に取り組んでいこうとしています。この事業を左右するのは子どもがシェルター「てんぽ」や「みずきの家」を利用するなかで肯定的な経験を持つとともに、「のんびりできる」、羽ばたいたあと「もう一回少しの羽やすめ」ができる場の提供と、必要な場合、関係機関施設等につなげてくれる職員がいることが大切です。そのためにも日常的な支援ネットワークの構築が重要であると考えています。

われわれは、今後とも関係機関・施設・団体との連携を深めていきたいと思います。皆様のより深いご理解とご協力を今後ともお願いいたします。

２０２１年８月

認定ＮＰＯ法人子どもセンターてんぽ
副理事長　松　原　康　雄

子どもが作ったコースターです

巻末資料

（１）２０２０年度決算書（貸借対照表／損益計算書）

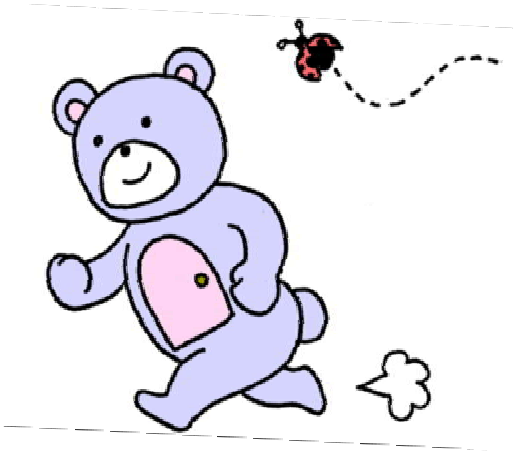

２０２０年度貸借対照表

貸借対照表

NPO法人子どもセンターてんぽ

2021年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】	28,210,959	【流動負債】	1,937,074
事務局小口金	33,029	未払金みずき	480,724
シェルター小口金	132,309	未払費用	4,244
みずき小口金	149,242	仮受金シェルター	460,000
ゆうちょ	20,551,209	預り金シェルター	238,231
三菱新横浜	3,302,846	預り金みずき	140,689
シェルター三菱	525,251	預り金事務局	13,186
シェルター浜銀	52,027	仮受金みずき	600,000
みずき通帳	1,910,935	負債の部合計	1,937,074
仮払シェルター	502,926	資本の部	
仮払みずき	106,999	【剰余金(欠損金)】	70,218,800
仮払金シェルター	50,413	当期未処分利益(損失)	70,218,800
仮払みずき措置	736,586	(うち当期利益(損失))	△10,891,812
商品券	137,187		
仮払シェルター医療	20,000		
【固定資産】	43,944,915		
【有形固定資産】	2		
車両運搬具	2		
【投資等】	43,944,913		
出資金	1,000		
敷金	250,000		
特定資産1	6,176,848		
特定資産2	12,508,587		
特定資産3	25,008,478	資本の部合計	70,218,800
資産の部合計	72,155,874	負債・資本合計	72,155,874

２０２０年度損益計算書

損益計算書

NPO法人子どもセンターてんぽ

自 2020年 4月 1日　至 2021年 3月31日　（単位:円）

経常損益の部		
【営業損益の部】		
【営業収益】		
【売上高】		
正会員収入	770,000	
賛助会員収入	705,000	
法人会員	137,000	
寄付金収入	8,520,169	
シェルター収入	26,556,102	
みずき収入	25,007,459	
助成金	630,000	
売上高合計		62,325,730
【営業費用】		
売上総利益（損失）		62,325,730
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		75,444,431
営業利益（損失）		△13,118,701
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
受取利息	4,651	
営業外収益合計		4,651
経常利益（損失）		△13,114,050
特別損益の部		
【特別利益】		
過年度修正益	2,222,238	
特別利益合計		2,222,238
税引前当期利益（損失）		△10,891,812
当期利益（損失）		△10,891,812
前期繰越損益		81,110,612
当期未処分利益（損失）		70,218,800

販売費及び一般管理費内訳書

NPO法人子どもセンターてんぽ

自 2020年 4月 1日　至 2021年 3月31日　（単位:円）

シェルター事業	26,376,313
みずき	27,415,381
電話相談事業	1,270,538
公開シンポジウ	279,053
ニューズレター	191,590
管理費	5,105,537
管理費（山村H）	279,654
予備費	14,386,117
山村H活用事業	140,248
販売費及び一般管理費合計	75,444,431

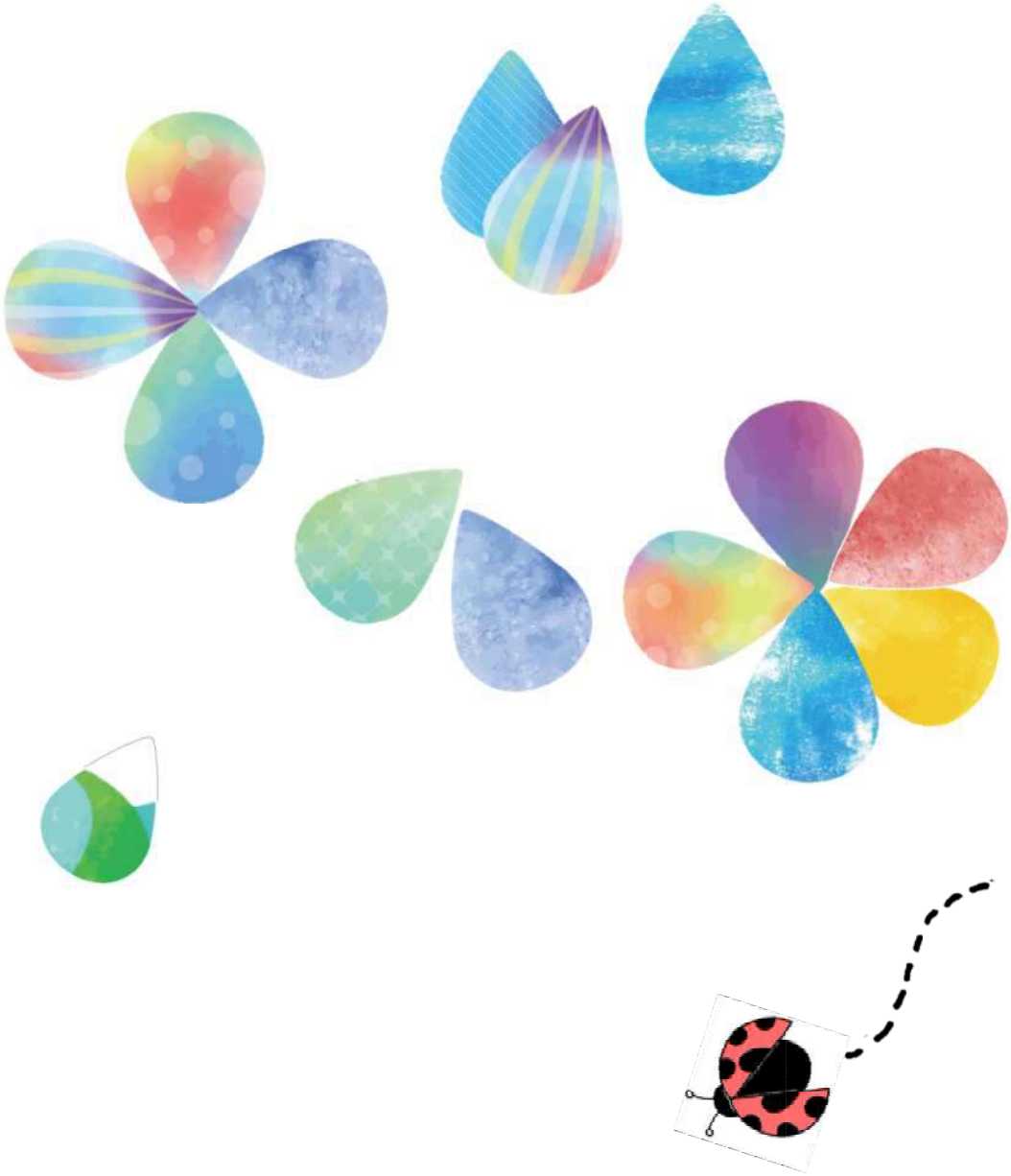

認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ　２０２０年度活動報告書

発行日　２０２１年8月１６日
発行者　特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ
〒２２２－００３３　横浜市港北区新横浜３－１８－３　新横浜法律事務所内
ＴＥＬ：０４５－４７３－１９５９
ＦＡＸ：０４５－４７７－５８２２
Email ： info@tempo-kanagawa.org
ＵＲＬ： http://www.tempo-kanagawa.org/

無断転載を禁じます